

総合区素案に関する住民説明会

《東淀川区》

■日 時：平成29年11月12日(日) 19:00～21:04

■場 所：東淀川区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

東淀川区長の北岡でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局長の手向でございます。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、北岡東淀川区長よりご挨拶を申し上げます。

(北岡東淀川区長)

皆様、改めましてこんばんは。夜分遅い時間にもかかわらず総合区素案の説明会にお越しいただきましてまことにありがとうございます。ただいま紹介にあずかりました東淀川区長の北岡です。日ごろは東淀川区政、大阪市政、大変お世話になっております。ありがとうございます。

総合区素案は、今後の区のあり方についての重要な内容となっておりますので、どうかよくお聞きになっていただいて、もし疑問点等ございましたらご遠慮なくご質問していただきますようよろしくお願いいたします。

説明する者は本庁の方でございます副首都推進局の方からご説明させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

2時間という長時間になりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

この説明会を担当させてもらっております副首都推進局の局長の手向でございます。きょうは日曜日の夜間というご出席いただきにくい時間であるにもかかわらず、このようにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。まず私から最初に開催趣旨について簡単に説明させていただきたいと思います。

大阪府と大阪市では、今、大都市制度改革ということに取り組んでおります。ちょうど昨年度も8月から約半年間かけて、大都市制度改革ということで総合区制度と特別区制度について意見募集・説明会というのを24区順に回らせていただいて説明させてもらってます。その時には吉村市長と松井知事お二人に出席していただきまして直接皆様からご意見を頂戴するという形で開催させていただきました。その際、その場で吉村大阪市長の方からは、なぜ今こういうように大都市制度改革に取り組んでいるのかということにつきまして、その必要性あるいは背景といったことについてスライド等を用いて説明させていただいたところです。

きょうもこの説明会、後程の資料では、なぜこういうことに取り組んでいるのかということについては少し触れさせていただくこととしておりますが、基本的に今大阪の現状として、一つは大阪の経済というのが全国に占める割合、シェアというのが徐々に低下してきていると。長期的に低落傾向にあるというのが一つございます。それから、これから人口減少、それから超高齢化社会、こういうことを迎えるということの中で、特に東京、愛知、大阪、この三大都市圏の中でも大阪がいち早くこういう状況に直面するということになります。人口が減少する社会ということになりますと、当然こういう役所関係の収入も増えない、むしろ減る、こういうような厳しい状況になります。そういう中で、限られたお金を皆様のサービスのために有効かつ効率的に使っていくためにどうしたらいいのかということでございます。それから3点目に地方分権改革、この言葉も出てから長い間になりますけれども、これが道半ばという状況です。道州制であるとか、あるいは国から地方への権限移譲と言われておりますけれども、これがなかなか遅々として進まないと、こういう状況にあります。

このような中で、この大阪を再生させ、あるいは経済的に発展させる、成長させるということ、そういう取り組みをすることによって初めて税収が安定的に確保できる、そのことが市民サービスが維持あるいは向上できるということで、豊かな住民生活の実現にもつながるということになります。そのための取り組みとして、今大阪市、大阪府でやっておりますのが、東京一極集中を是正して、日本の中で東京と並ぶ大阪を東西二極の一極として副首都・大阪ということを実現するためにめざした取り組みを進めるとしております。

そうした場合、では大都市制度というのはどういうものかということになります。現在の大都市制度の課題としては大きくって二つ挙げられております。一つは住民自治を拡充すると。住民自治を拡充するということは、市民の皆様にも身近なサービスはできるだけ市民の皆様に近いところでサービスを決定するような仕組みを導入していくということ。それからもう一つは二重行政の解消があります。二重行政の解消というのは、大都市部におきましては政令市が都道府県と同様の権限を持つ部分がありまして、大阪の場合、大阪市と大阪府で二重に重なる部分があるということで、ここの解消を図ることで効率的、効果的な仕組みを導入していくと。この二つの課題を解決していく必要があります。その課題解決を図るためには、今の現行の国の制度下で取り組める内容としては、一つは政令指定都市のままで取り組む、きょう説明する総合区制度というのがございます。もう一つが特別区制度ということで、こちらの方は大阪市を廃止して新たな複数の基礎自治体をつくるという特別区制度がございます。この二つの仕組みが現行法のもとで取り組めるということになっております。きょうはそのうち総合区制度について素案というのを行政

的に取りまとめましたので、この総合区素案について説明させてもらいたいと思っております。

きょうの説明会自身は、あくまでも行政として説明してまいります。今の段階でこの素案というのは行政で取りまとめた案で、議会との議論というのはまだこれからさらに議論していくことになりますので、内容については追加修正し得る内容であるにご理解いただければと思っております。

また、もう一方の特別区制度については、大阪府と大阪府で別途大都市制度協議会というのをつくっております。ちょうどそちらの方で議論を開始しているところでございます。最終的に総合区制度と特別区制度のいずれの制度を選択していただくのかということにつきまして、住民の皆様にご判断いただけるよう、私どもとしてはこの二つの制度について案を作成してまいりたいというふうに考えております。そのことでもってまた大阪府会の方でも議論していただきたいというふうに考えているところでございます。

本日の説明会はあくまでも総合区制度の説明会ということでございまして、余り今の段階で特別区と総合区どちらがすぐれているといった議論であるとか、すぐさま皆様に制度の選択をいただくというような場ではございません。また後程ご質問いただく時間帯設けておりますけれども、この素案や制度と関係のない話ですとか政治的な主張といったことにつきましては、こういう場にはふさわしくございませんので、ご遠慮いただけたらというふうに考えております。

それでは、制度についてこの後できる限りわかりやすく説明してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。まず、お手元の資料に沿って事務局の方からこの後ご説明いたします。その後、皆様方より、先程局長の方からお話ございましたようにご質問の方をお受けさせていただければと思っております。

なお、お手元にアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりご説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。お手元のパンフレット「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明いたします。恐れ入りますが着席させていただきます。

表紙の下に、この資料の位置づけ等を記載しています。先程の局長からの説明とも重複しますが、本資料は、大阪府における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものです。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ、必要に応じて追加・修正がされます。また、現在、特別区制度についても議論、検討が進めら

れていますが、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめてまいります。

それでは、1 ページから 2 ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をごらんください。まず、総合区設置で変わることの大まかなイメージを説明します。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージを示しています。左側、現在の大阪市は、市長のもとに局と24の区役所があることを示しています。局は、保健医療、福祉、教育などの部門ごとに大阪市全体を見通した施策を担う組織です。私も副首都推進局もその一つです。現在、保健医療施策は健康局が担っており、社会福祉については福祉局が担っています。こうした20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対して、その下の24の区役所は地域ごとの仕事を担い、現在の24行政区ごとに設置され、市民協働、窓口サービスなどを住民の皆さんの身近なところで担っています。このように左側で24区役所となっていたところが、右側のページ、総合区が設置された後では、中程のところに八つの総合区役所と24の地域自治区事務所というふうに変わっています。きょう説明する総合区素案では、政令指定都市、大阪市という枠組みは変更せず、市長のもとに、現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、一つの総合区ごとに、大体 2 から 4 ずつの地域自治区、合計24の地域自治区事務所を設置します。

では、総合区設置によって何が変わるのかについて、1 ページの左上の局のところから八つの総合区役所に向けた矢印のところをごらんください。住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますと記載しています。右側の 8 総合区役所の下に丸をつけて記載している保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などの仕事が、局から総合区に移ります。これらは、現在、大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において、総合区長の判断のもとで行われることになります。これが、総合区設置の大きな柱、ポイントになります。それに加えて、左側の今の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で、住民の皆様への直接サービスは、24の地域自治区事務所において引き続き実施しますと書いています。右側の24地域自治区事務所の下に記載している丸印、例えば住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位のままで行います。一番右側の枠には、総合区でめざすこととして、地域の実情に応じた施策の実現と記載していますが、住民の皆さんの多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための体制の整備を行い、施策を実行するため市長に意見を具申するなど、総合区長のもと、総合区では地域の実情に応じた施策の実現をめざしていきます。

ここで、総合区設置後の一番上にあります市長の横の括弧をごらんください。これまで説明した通り、住民の皆さんに身近な仕事については、その権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

ここまで総合区の大まかなイメージ、設置によって何が変わるのかを申し上げました。詳しくはもう一度この後それぞれの項目ごとに説明いたします。

それでは、3 ページをお開きください。

目次に示します通り、本日は総合区素案の内容として 1 から12の項目と、各総合区の概要について説明いたします。なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示すコスト、組織、予算等の数値は、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区

役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としています。

次の4ページ、「副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。大阪市では現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めています。それが総合区制度の検討とどう結びついているのか、このページではその考え方を説明しています。一番上の「大都市・大阪が抱える課題」をごらんください。東京一極集中が進む中、大阪は長期低落傾向が続いており、大阪府と市で一本化した成長戦略——成長戦略といいますのは例えば産業振興とか企業の立地促進とか観光客を増やす取組みなどですが、こうしたことで経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、その下、中央集権型システムから地方分権への改革は道半ばであることなどを示しています。こうした課題の克服に向け、中程の四角囲みですが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル——ポテンシャルというのは本来持っている力のことですが、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、東京の次に都市機能が集まる大阪は、世界の都市間競争を闘い得る競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都の取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。すなわち、矢印の下にあります、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向けて、そのポテンシャル、持てる力を発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。そして、一番下に記載の通り、これらの実現に向けては、都市機能の充実と、それを支える制度が必要であるということを示しています。

では、具体的に何を進めていくのかについて、次の5ページ、「副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」をお開きください。2段目に示すように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するために、副首都にふさわしい大都市制度が必要ではないか。そこで、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしています。

ここで、広域機能と基礎自治機能という言葉について簡単に補足します。一般に広域機能というのは、例えば成長戦略や鉄道、高速道路といった交通網など都市機能の整備など都道府県の役割を指します。一方で、基礎自治機能というのは、地域の実情に沿った身近なサービスを提供するなど、市町村としての役割のことを指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、都道府県のような広域機能の一部も担っているのが現状です。そのため、その下に、「現在の制度（行政区）」の2段目、広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議という会議において、大阪府と大阪市が協議・調整を行っています。こういった広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、矢印の下表に示すように、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めています。表の中の基礎自治機能について、左側、「指定都市制度（総合区制度）」では、政令指定都市である大阪市が存続し、選挙で選ばれた市長、市会のもと行政を展開します。その中で、総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関す

ることは市長が引き続きマネジメント、管理します。表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体である特別区を設置し、選挙で選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。広域機能については、総合区制度では、先程現在の制度のところで説明したのと同じく、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し方針を決定すること、特別区制度では大阪府に一元化し、知事が方針決定することを示しています。

では次に、6ページをごらんください。

大阪市における総合区制度をより具体的に説明します。大阪市では、副首都・大阪の実現に向け、総合区の設置によりめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下の左側、「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど住民自治の拡充を実現するため、矢印の下、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が意見を述べられる予算意見具申権などの権限を最大限発揮できる仕組み、さらに、後程詳しく説明しますが、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築してまいります。一方で、右側の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、矢印の下ですが、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題により集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区の数について説明します。中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確にした上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。まず、左下の総合区の仕事については、一般市——一般市といいますのは例えばお隣の吹田市とか摂津市など、こういった市が実施する事務をベース、基本にしながら、住民生活と密接にかかわる仕事を担います。また、その右の総合区の区数については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的、効率的に提供するためには、一定規模の人口が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源を区に調べるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本としています。こうしたことを踏まえ、下の枠の右側に記載していますが、将来推計人口で約30万人程度の8区へ合区することとしています。

では次、7ページをお開きください。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称について説明いたします。区割りにつきましては、ページ上段の五つの具体的な視点、①から⑤に基づき策定しました。先程も申し上げましたように、各総合区における将来人口、平成47年になるんですが、これを約30万人程度として、各區間の人口格差は最大2倍以内にすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区、分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて策定しています。その下の地図では、具体的な区割りと総合区役所の位置を示しています。この資料で示す区名、第一区から第八区というのは仮称であって、北に位置する区から順番に番号をつけています。本日も説明に伺っております東淀

川区につきましては、淀川区と合区する区割りになっており、仮の名称として第一区としています。

8 ページをごらんください。

総合区役所の位置については、その選定に際し、現在の区役所の庁舎から選ぶこととしています。具体的には、考慮すべき条件とした3点について、白抜きの文字の下のところをごらんください。住民の皆さんからの近接性。これは端的に申し上げますと人口バランスの重心から庁舎までの距離です。交通の利便性。これは現区役所間の移動による所要時間です。地域における中心性。これは現在の区の間で移動する人数を見えています。以上の3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新しい体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足状況、あるいは近隣の市有施設の状況などを勘案して、総合区庁舎を選定しています。その結果として、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区は淀川区役所、第二区は北区役所、第三区は福島区役所、第四区は城東区役所、第五区は西区役所、第六区は天王寺区役所、第七区は住吉区役所、第八区は平野区役所を総合区役所の庁舎としています。ただし、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、総合区役所の位置は変更する可能性があります。

なお、繰り返しの説明になりますが、現在の24区役所で担う窓口サービス等の住民の皆様への利便性の維持については、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、区役所が実施している窓口サービス等の事務は継続して実施することとしています。

続いて、区の名称について説明します。区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方として、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴うことから、現在の区名から区の名前が変わる区もあります。これによって住居表示が変更される可能性があります。その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

それでは次に、9 ページ及び10 ページ、局と総合区・地域自治区の主な仕事について説明いたします。

9 ページの上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事として、現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と、区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は今までもおり市長が市全体の視点から行います。これらの内容について示したのが下の図です。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の役割分担を記載しています。現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示している、中之島本庁舎など局で実施する仕事と、その下の白抜きのところ、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。これに対し図の右側には白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と、八つの総合区で実施する仕事に分けて示しています。さらに総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と、現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けています。

もう一度図の左側の上をごらんください。局が実施する仕事について、二つの枠囲みの

上段には、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで局が実施することとしています。また、左側二つ目の枠囲みには、現在局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事の例示をしていますが、総合区設置後はこれらの局の仕事は八つの総合区へ移します。これは、最初の1、2ページのところでも説明しましたが、総合区設置の柱、ポイントとしてお伝えした通りです。矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。再び図の左側の下段をごらんください。現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへ直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続など窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として、地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事があります。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接サービスや、地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区での実施としており、これまでどおり実施することとしています。また、1段上の児童手当の現況届の送付受理といった仕事につきましては、総合区としての政策企画の仕事や、局から移管された仕事とあわせて、8総合区で実施することとしています。

では次の10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により、総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しています。

例えば、こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側、期待される効果の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の総合区の仕事の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収等については、現在既に区役所で実施している仕事であり、総合区でも引き続き実施することを示しています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として、地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを

総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や、公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり地域における身近な市民利用施設として、地域のニーズを反映することで施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

11ページをお開きください。

このページでは、期待される効果として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明と重なるところもありますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しています。ページの上段には現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージを示しています。

イメージ①では、保育所の設置認可について示しています。図をごらんください。現在、保育所の設置認可につきましては、図の真ん中の流れのところですが、保育所の数など①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。この流れの中で、現在区役所では②の地域調整を担っていますが、総合区設置後は、下の図をごらんください。点線の枠で記載の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の募集決定など、市役所で実施していたものも含め、一貫して総合区役所で判断して実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもとで、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について、募集要件を設定することが可能になり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示しています。

なお、総合区のイメージ図の右上に記載していますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理について示しています。図をごらんください。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織である局との調整が必要になります。総合区設置後は、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を、工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かく、かつ迅速に対応できるのではないかと示しています。

13ページをお開きください。

イメージ③では放置自転車対策について示しています。上の図をごらんください。現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても、別の組織である局との調整が必要になります。総合区設置

後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメント、管理のもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら、放置自転車の撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上に、よりきめ細かく対応できるのではないかといた効果を示しています。

次の14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しています。上の図の、現在、住民の皆さんからの、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法について優先順位を決定し、対応しています。総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上に、より地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといた効果を示しています。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。上の図の、現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、区役所が関係局へ要望、調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もあります。総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといた効果を示しています。

次に、16ページをごらんください。

総合区政会議、地域自治区・地域協議会について説明いたします。総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するとしています。一方で住民の皆さんには、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなどの合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しています。具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映するため、地域自治区・地域協議会を設置します。中段の枠組みには総合区政会議の内容を示しています。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。また、地域自治区の事務所において、現在の24区役所で提供する窓口サービスを継続して実施します。さらに地域協議会は、地域自治

区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、市長、総合区長は必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこれらのイメージを図にしています。

では、続きまして17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」について説明いたします。上段に示すように、組織体制の構築においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と、総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。もう少しかみ砕いた言い方をしますと、局から仕事が区に移管されるため、それに見合った組織体制を区に整えるということです。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置、です。これは、総合区長はこれまでの区長と違い副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長をサポートできるようにするという趣旨です。

二つ目は、総合区の施策・企画機能の強化のため、部長級による部制導入です。先程も説明いたしましたように、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいて、よりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するという役割が期待されます。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で、各部長のもと、それぞれの分野における政策・企画機能を強化し、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨です。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制整備です。これは、これまでと同様に窓口サービスや地域の密着した業務を維持していくために、現在の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨です。

ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しています。総合区役所は八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしています。総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージで示しますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、その右ですが、総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや、地域コミュニティを維持し、住民の皆さんの多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージであり、総合区設置後は総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や具体的な職員配置を決定できる旨を記載しています。

では、続いて18ページをごらんください。

職員配置のイメージについて説明します。仕事を局から総合区に移すのに伴い、職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメ

ージとして示しています。一番左側の現在（平成28年度）と記載された棒グラフに示しますように、平成28年度現在、市全体で1万6,400人、そのうち局が1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成だったものが、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、24区役所で7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。また、その右の表では局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と人員を示しています。現在、局の所管である工営所と公園事務所、保育所は事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。このように、大阪市全体の職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっています。

ページ中程から下の（参考）について、表の上段、①総合区役所は、総合区と、総合区役所の中に設置される八つの地域自治区の事務所の職員数を各部門ごとに整理して、主な事務内容とともに記載したものです。例えば、総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、右側、主な事務として、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を予定しています。また、表の下段、②地域自治区事務所では、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と、主な事務内容を同様に示しています。

以上が組織体制の説明です。

では、続いて19ページをお開きください。

総合区の予算の仕組みについて説明いたします。地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、これはお金を管理する仕組みを発揮する仕組みとしてまいります。これも言い方を変えれば、局から仕事が区に移ってくるため、それに合わせてしっかり予算も確保するという意味です。総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、総合区予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。

より具体的に説明いたします。まず「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」ですが、先に20ページの上のイメージ図をごらんください。この図は、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージを平成28年度当初予算の金額で試算したものです。現在の24区で区長が関与できる予算は、直接マネジメントできる区予算、濃いグレーのところですが、区予算約82億円に加え、各局で予算計上し、市長がCM、シティマネジャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区の予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。恐れ入りますがもう一度19ページに戻っていただき先程の①をごらんください。このように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実され、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。また、インセンティブ制度、これは補足しますと土地売却なんかで区が努力した分に応じて、区に歳入が入る仕組みですが、

こういったものを活用して確保した歳入は、総合区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」のところをごらんください。現状では、区長は、予算について、全ての区長が市長に直接意見を言える仕組みにはなっておりませんが、総合区制度では予算意見具申権として、総合区長が予算に関して市長に意見を述べる権限が法律で新たに位置づけられています。市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民ニーズを市政・区政に的確に反映するため、総合区長の予算意見具申権について具体化を図るもので、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みの整備や、住民に密接にかかわる各局所管の事務も意見具申の対象とすることを示しています。具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに、市長・副市長と幅広く意見を交換する場、仮称サマーレビュー、直訳すると夏に評価するという意味で、夏場に事業を振り返って検証するという場を設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場合も総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに、その右、予算編成段階においても直接区長が説明する場などを設定いたします。

下段の「③の予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。こうした取り組みを通じ、地域の皆さんの理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えています。

ここまで総合区の予算についての説明でございます。

では、続いて21ページをお開きください。

総合区の財産管理について説明いたします。財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで、局長が管理、その下に現区長の区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現在の区長の管理する施設の例示になっています。現在は、区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で記載の通り、住民の身近な施設を総合区長が管理することとなります。表では、総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について、濃いグレーの網かけで示しています。では、表の下をごらんください。住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することの効果として、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しています。

では続いて、総合区設置に伴うコスト、費用について説明いたします。コストについては、本素案策定時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコスト

が約9,000万円と試算しています。具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や、事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、そのほか、区名の変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などが含まれています。

続いて22ページをごらんください。

総合区設置の日について説明いたします。総合区の設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、矢印の下ですが、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。その下の表については、参考資料として、大阪市と人口100万人以上のほかの政令指定都市との区の人口などを比較したものと、市内各行政区の人口・面積を表にしたものです。後程またごらんいただければと思います。

次の23ページからは、8 総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や、産業などの特徴をそれぞれ示しています。本日お伺いしております東淀川区については、23ページにその概要をまとめています。例えば、平成27年人口は35万1,731人であり、平成47年の将来推計人口は約33万4,040人と見込んでいます。東淀川区を含む第一区の特徴としては、その右の特徴欄ですが、事業所あたりの工業出荷額が多い一方で、都心の中に位置する緑豊かな水辺空間である淀川河川敷を有する住宅エリアです。新大阪は、リニア中央新幹線・北陸新幹線の延伸により、大阪の玄関口としての拠点機能がますます期待されます。また、阪急京都線・千里線の連続立体交差事業や、JRおおさか東線北区間等、鉄道ネットワークの充実・強化が進んでいます。さらに、西中島近辺は、IT関連をはじめとするベンチャー企業の集積が進み、新たなビジネス創出拠点としての注目を集めています。以上が第一区の概要です。

長くなりましたが説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が5点程ございますので、お聞きください。一つ目は、ご質問に関しては、先程も申し上げました通り、総合区素案に関するご説明に関するご質問でお願いいたします。総合区制度や素案と関係ないものや、政治的なご主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断させていただいた場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方でご指名させていただきますので、お座席まで担当の方がマイクをお持ちいたします。インターネット中継でお聞きの方もおられますので、そういった方にお聞きいただけますよう、必ずご質問はマイクを通してご発言ください。三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者から依頼がございましたらマイクをお返しいたいただきますようご協力をお願いいたします。四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはヤジや拍手など進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くだ

さいますようお願いいたします。5番目、最後でございますが、質問の際に、特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申しました通りこの説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点ご留意願います。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様方からご質問を受けたいと思います。ご質問のある方おられましたら挙手をお願い申し上げます。

そういたしましたら右ブロックの前から4列目の方。

(市民)

確認をさせていただきたい点でございます。6ページの方にあるんですけれども、この上段に、「副首都・大阪」の実現に向け、総合区設置によりめざすものとして、「住民自治の拡充」と「二重行政の解消」を掲げていますということで記載があります。そして、その右下の二重行政の解消の下ですが、府市連携・一元化に向け、指定都市都道府県調整会議で協議・調整を実施というように書いております。ということは、先程ご説明があったように、今度選択する際には特別区を選ぶのか、もしくは総合区制度を選ぶのかということは、どちらにせよ最終的には一元化へ向かうということで理解してよろしいのでしょうか。

(手向副首都推進局長)

この二重行政の解消というのは、やはり大阪が抱えている課題であるというふうを考えておりますので、特別区制度をとった場合、あるいは政令市、大阪市のままで総合区制度を行った場合であっても、やはり都市機能強化を進めていく上で最適な行政サービスについて実現していくという方針は変わりません。広域行政自身については特別区が導入されたら制度的に大阪府に一元される訳ですけれども、総合区制度の場合は副首都推進本部会議の場で大阪府、大阪市が協議して最適な形を実現していくという形ですので、アプローチの仕方は異なる部分はあると思っております。

(司会)

そういたしましたら真ん中のブロックの前から3列目の方ですね。マイクをお持ちします。座っていただいて結構ですよ。

(市民)

すみません、今に関連した質問になるんですけれども、二重行政の解消と言われてますが、大阪府知事がよく言われてる二重行政の弊害が非常に多いと。この弊害というのはどういったことをいうんでしょうか。日本全国に20の政令指定都市がありますが、よそからそういった解消、弊害の声が全く出てないのはどういうことなんでしょうか。

以上です。

(手向副首都推進局長)

二重行政といった場合に、単に類似の施設が二つあることによって効率的になっていないということもあれば、大阪の場合の他地域との違いの特殊性というのは、大阪市の位置

というのは大阪府の中のちょうど中心的な位置にあるということで、大阪府という行政体と大阪市という行政体がそれぞれ同じかぶる地域でそれぞれの意思決定のもとで最適な行政をしようとしてきた。結果的に二つの意思決定がそれぞれ別個に行われてきたことによって最適な意思形成ができていなかったのではないかという部分がございます。それはいわば政策の部分になります。例えば文化行政もそうですし、交通政策もそうです。前者でいいましたら、施設というのは例えば産業支援施設というのが大阪府にもありますし大阪市にもあります。これは最近府市の協議の中で統合という方針は決まりました。そのほかにも出発点で信用保証協会のような中小企業を支援する団体につきましても、従前は大阪市が持つて信用保証協会と大阪府が持つて信用保証協会、それぞれ別個に存在したのを一元化することによって、今は一つの団体として企業支援をする形にしております。そういうふうに施設面あるいは団体面、政策面、いろいろな側面で大阪府と大阪市が別個の団体としてそれぞれ最適化ということを考えてきたことによって生まれてきたのが二重行政の問題であったと思っております。これは他の地域と違って地理関係というのもかなり影響してると思います。大阪の地域性というのはなかなか他の政令市と都道府県の関係とは異なる関係になってると思ってます。代表的な例が、例えば横浜と神奈川県の関係でしたら、横浜というのはどちらかといえば東京圏の中の横浜ということであって、県政策と横浜市政政策という関係よりも、むしろ東京圏の中での政令市横浜という位置づけであって、大阪の場合はまさに真ん中の中心部に大阪府と大阪市、そこでそれぞれが施策を打ってきたという状況があって異なってるというふうに考えております。

(司会)

ほかにご質問のある方おられますか。

そしたら真ん中の列の4番目の方ですね。

(市民)

すみません、今説明受けたのは全部イメージ像だったと思うんですけども、実際にもし失敗したらということはお考えになっているのでしょうか。また、我々は都構想反対という住民投票ですね、あれで都構想反対という決定をされたのにこういうことになったというのはどういうことなのか説明をいただきたいと思います。

(手向副首都推進局長)

ちょっと質問が、そのイメージというのは先程の総合区素案の説明の中で効果イメージとして説明した部分、総合区素案の話ですね。総合区素案の中で、基本は総合区制度というのは今の大阪市を維持したままで市長の権限をできるだけ、区長の権限を充実する。市役所本庁から区役所の方に権限を持ってくることによって、市民の皆様に近いところでできるだけ政策決定をするということで、例えば保育所であるとかそういう事務を区長の権限に移しますという説明をさせていただいたと思います。その際に、では区役所側に権限を移すことで市民生活にとってどういう影響が出るのかという部分がやはり市民の皆様が一番分かりにくいところだと思いますので、本日の資料ではできるだけその辺がどういふ点で変わり得るのかということを説明するためにイメージという言葉を使わせてもらって

資料にさせてもらいました。実際の施策の選択決定自身は新しい総合区長のもとで、当然地域の声を聞きながら最適な施策を選んでいくということが出てまいりますので、今の時点でこういうふうに施策が変わりますという、そこは具体的には申し上げることができません。その状況というのは今回の第一区、あるいは第二区、それぞれの区の状況によっても異なるか分かりませんので、そこではあくまでもイメージという形で説明させていただきました。

また、先程都構想との関係ということで仰られたので、それは特別区制度の話になりますけれども、仰られる通り2年前の5月に特別区の住民投票があつて、それは否決ということで終了したものでございます。ただ、その後吉村市長と松井知事がその年の暮れの知事選で、もう一度そこについてはチャレンジしたいということで、民意を得たということで今動き出しています。ただ、その際に、今度は特別区だけではなく……

(市民)

民意はどうなるんですか。

(手向副首都推進局長)

そういう選挙で民意を得たということでチャレンジするということで取り組まれています。ただ、これをやっぱり特別区の方を進めていこうとすれば、大阪市会、府議会で一定議決もいただかなければなりませんし、最終的にはもう一度住民投票もしなければならぬ。ただ、その時に、今度は特別区だけじゃなしに選択肢として総合区制度を取り入れるべきじゃないかという議会からの声も一定大きい部分がございますので、市長、知事の判断として、二つの制度をつくって、それを最終的にどちらを入れるのかは住民の皆様を選んでいただきたいということで進めると。

(市民)

また投票する時の税金がたくさんかかるんじゃないですか。

(手向副首都推進局長)

税金がかかるというのは事実、投票には税金がかかります。ただ、それは民意の選択の手段ということになります。そういう住民投票をするということは当然お金もかかることですが、そういうことにチャレンジしたいということで吉村市長と松井知事が現に訴えて当選されて、今現在、府議会、市会でも議決を得て大都市制度協議会というものもつくられてるのも現時点での到達点ということになってると思います。ただこれはまだまだ議会での議論も残ってますし、最終的にどうなるかということが確定したものではございません。

(司会)

それでは、ほかの方でご質問られる方おられますか。

そしたら右の列の前から4番目の方、お願いします。

(市民)

余り不規則発言に答弁されるのはちょっとどうかなと思うんですけども、それはちょっと置いて。

二重行政の件で話、先程に返りたいんですけども、二重行政はそういう意味では今でも解消できますよね。総合区になろうが特別区になろうが関係なしに今すぐにでも解消できる。その具体的にすぐ解消しなければならないような二重行政があるのかなのかお聞かせ願いたいと思います。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

先程も局長の方からお答えいたしました、例えば今大阪市で工業研究所という組織があって、一方で大阪府には産業技術研究所（正しくは産業技術総合研究所）というのがありまして、それを今統合して、同じようなことを担ってるということで、まさに統合して融和を図っていったという状況がございます。あと……

（市民）

別に総合区にならんでもできるでしょうということです。特別区にならんでもできるでしょうということです。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

ですから今現在も行政区として大阪市はある訳で、その中で、何度も繰り返しになりますけれども、指定都市都道府県調整会議協議、副首都推進本部会議というところで府と市でそれぞれ今二重行政ではないかというような部分についてどういうふうに最適化していくんだということを議論し、それぞれまた議会でも議論していただいているという状況です。

（司会）

マイクを通じてお願いします。

（市民）

だから総合区になろうが特別区になろうが解消できますし、そうあるべきじゃないですかということを言ってるんです。

（手向副首都推進局長）

今の大阪市、総合区制度も特別区制度も入れなくても現にできてるんじゃないかというご質問ですね。指定都市都道府県調整会議というのは今でもあって、現に吉村市長と松井知事のもとで同じ方向を向いてできることはやっているというのは確かにその通りだと思います。ただ、こういう大都市制度を考える場合に、こういうことがこれからも続けていけるのかということと、よりやっぱ、今の大阪市の場合は市長にかなりの業務が集中し過ぎてることがございますので、そういう広域行政部分、あるいは都市機能強化部分についてきっちりと大阪府と大阪府で協議を重ねて最適な方向をめざしていけるのかということが一つ課題になってると思います。それは最初申しました今の大都市制度の課題として住民自治の拡充と二重行政があると申しましたが、これはやっぱり巨大な都市部に

については特にそうじゃないかということ自身について国の方でも言われてることです。仰られる通り今でもできるんじゃないかというところですけども、そこをより確実といいますか強力に進めるためには、例えば政令市制度のもとにおいてもより市長の役割を、市のそういう広域行政部分であるとか、市全体を見回して実施する施策に限定して行うことによりそういう二重行政の解消部分について注力できるようにしていく必要があるというふうに考えて取り組んでいるところでございます。

(司会)

ほかの方ご質問。

真ん中の列の3番目。ちょっとお待ちくださいませ。マイクをお持ちしますので。

(市民)

ちょうど昭和49年ですけども、行政区再編成ということで、当時、分区と合区を計画された中で、分区をされたんですね。それで今の8区の総合区の家を見てますと、その当時の分区した分がまたもとへ戻るような形ですね。それでちょうどあの時期からしましたら高齢化がぼちぼち叫ばれてきた時期だと思います。そういう時期にできるだけ身近な行政をするためには今の大きな区ではいろいろ問題があるということで分区をしてきたように思うんですけど、それを今度はより大きな合区をしていくということになってきた場合に、めざしていく、高齢化がますます進んでくるといのは当然予想されてますけれども、そういう高齢化に対する対応というのが何となしに逆行するような気がするんですけども。そして、総合区、総合区と言いながら、なぜ合区をしなければならないのか。総合区を今の区のままでしていくのにはどういう無理があるのかということら辺をちょっと聞かせていただきたいなと思うんです。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

資料でいいますと6ページのところで、じゃ、なぜ今総合区を設置するのかというところで説明をさせていただいたんですけども、今いろいろ大阪が課題を抱えてる中で、住民自治をもっともっと拡充して区の方で決めれるようにしていかなあかん。ですから高齢者対策なんかそういう意味に含まれてますし、権限をとにかく総合区、身近なところで決めていくというのが一つ大きな背景になっています。そうした中で、権限を総合区に、局から区へ移すというのは、私何度か繰り返し説明しましたがけれども、組織の体制もそこにしっかりつくっていかなあかん、予算もそこにしっかりつけていくという部分が必要になってきます。そうした時に、ご存じの通り大阪市の財政というのも非常に厳しいですから、際限なく人も予算もつけていったらいいということであれば、全部の区を総合区というような考え方もあるかもしれませんが、やっぱり限られた財政、予算、それから人員体制の中で効果的に総合区ということで権限を区役所に移していくということを考えた時に、人口30万人程度、将来推計で30万人ぐらいをめどに合区をしていく。合区した中で体制を強化していくという考え方で、今回は総合区の素案という形で示しています。

(司会)

ちょっとお待ちくださいね。一旦ほかの方はおられますか。
そしたら引き続きどうぞ。ちょっとマイクをお持ちします。

(市民)

高齢化対策にこだわるんですけど、それで平成の初めぐらいにネットワーク委員会というのを各区に設置して、高齢化対策をより身近な充実したネットワーク活動していきながらセーフティーネットをこしらえていこうということでされてきたと思うんですけども、最近になってというか、いつごろからでしょうか、地域活動協議会というのができてきたころからネットワーク委員会というのがなくなってきたような気がして、地域での高齢化に対する対応が地域の中ではなかなか進んでないような気がして仕方がないんです。特に地域活動協議会というのは大きな狙いがあって、大阪市内に入ってくる会社員の方、あるいは学生も含めて住民全てがそれに対応していくのが本来の地域活動やという大きな触れ込みでこしらえてこられたと思うんですけども、どうもその目的なりが、今何年か過ぎてきてますけど、いまだにその目的というんですか、そういうのに狙いにどうもおさまってないような気がして、今までの地域振興会の活動になっているんじゃないかというような現状に思うんですけどもね。どうもですからその辺のところ、そういう合区、分区の問題とかいろんなそういう施策をしていく中で、何か方向が違う方向で、大阪市を……。以上です。

(司会)

それはご意見的に受けとめさせていただければよろしいでしょうか。

(市民)

ネットワーク活動とか地域活動協議会ですか、その辺のところの活動について、現状それでよかったのかどうか。よかったかどうかというのをちょっと聞かせてほしいなと思います。

(辻本副首都推進局事務事業担当課長)

ちょっと後ろから失礼します。

今回、局でやる事務とか区でやる事務に加えて――加えてといいますか区のやる事務の中で、合区したとしてもなお今までの24単位で地域自治区という単位でする事務も、そういう事務も用意してございます。それは大きくは窓口業務ということを先程局長や担当部長が言っていましたけれども、窓口業務と、あと地域活動協議会のようにいわゆる住民協働の関係事務は地域にやっぱりしっかり置いといた方がいいやろうというようなことから、今回あえて24の方に残したというような制度設計を今してございます。ただ、全体の企画部門ですね、地域活動協議会の企画部門については八つの方に集約するということにはなりませんけれども、実際に地域でいろんな活動する支援とか協働でやっていく事務自体はそのまま24でやるということで、合区はするけれども、それはしっかりと地域の方でやっていきたいという形で思っています。

(手向副首都推進局長)

すみません、地域活動協議会自身の今の東淀川区の状況がどうなってるかというのはちょっと私自身は内容までよく承知しておりませんが、基本的にこの地域活動協議会の狙いも、やっぱり住民サービスもいろいろ多様化している中で直接市民さん、区民さんの意見を吸いとりながら行政の方も実施していくと。そういうのが必要やということでこういう協議会が立ち上がってきたものだというふうに認識しておりますけれども、今回総合区にしましてもそうなんです、今大都市の課題というのはやはり住民自治を拡充していく、この言葉自身何回も説明でも出しましたが、やっぱり住民自治を拡充するために一体何をしたらいいのかということで、今回総合区の場合は市民さんから直接意見を聞くことはもちろんそうですけれども、その市民さんに近いところでやはりニーズも踏まえて政策を決定していく仕組みが要るだろうということで、区長さんを総合区長という形で、例えば特別職の総合区長をつくるということで、権限を持った区長をつくって、そこに仕事をさらに今以上におろすことによって、地域の中でできるだけ声を聞きながら決定できるような仕組みをつくっていくということを今総合区制度では進めようとしています。その意味では、できるだけやはり地域の声を聞きながら行政をこれからやっていかなければならないということで、方向性自身は別に変わってない話だと思っております。個別の高齢者対策に関する内容について今どうなってるかということについては、正直この場で私から答えることはできないですけど。

(司会)

ほかにご質問のある方おられますか。

そしたら真ん中の列の。よろしくお願いします。

(市民)

きょう説明会来ただけで余り勉強してないので、この総合区のシステムになるとこういうメリットがありますよ、ですから皆さん賛成してくださいという説明会と思って来たんですけど、逆にこちら側に座ってる人の総合区にする意味がないとか反対する意見も聞きたいんですけども。あと、この説明の中で、総合区設置に伴うコスト、ランニングコストが9,000万円かかるけれども、それを上回るメリットはどういうのがあるのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

すみません、メリット、デメリットというところで、まずデメリットということでは、恐らく、8区の総合区に合区するという部分で、先程16ページのところで住民の皆さんのお声として紹介したんですけど、合区することで、育んできた今の地域コミュニティが壊れるんじゃないとか、地域の声が届かなくなるのではないかと、区役所の窓口が今より遠くなるのではないかとという部分をデメリットとして感じておられる方もおられるかもしれません。ただ、それらに対しては、先程説明しましたように総合区政会議とか地域協議会で皆さんの意見を吸い上げるように、反映するようにするとか、24区の今の区役所のまま地域自治区事務所を置いて住民サービスはそのまま継続しますといったことを説

明させていただきました。ランニングコストで年間9,000万円増えるのに、なぜしなければならないのかという部分は、すみません、最初の方からずっと説明繰り返になりますけれども、それだけ総合区長に権限を持たせて、総合区役所で地域の声を聞いて区政に反映していくためのかかる費用だというふうに我々この素案の中ではお示ししています。

(司会)

ほかにご質問あられる方。

そしたら左の列の後ろから2番目の列。

(市民)

ちょっとまとめて伺いたい。先日も新聞の方で都構想の大阪市を四つにするという案が出てまして、そこに対するランニングコスト、準備、実際やるまでの、それと年間、何年後にそれが収支改善されるかと載っておりましたが、この総合区においてはそれがどういう形で経過をたどるのか。それと、府と市の予算ありますが、どれくらいあって、この総合区なり都構想においてどういうふうな予算配分が検討されるのか。それから今後の総合区においてと都構想のものについての説明会が、都構想は一応19年の秋に住民投票するという目標で市長は走っておりますが、それまでにもっと比較対象の資料が我々市民にきちりとした形で提示されるのか、説明会がどれくらい予定されてるのか、そこら辺をはっきり今できるのがあればお願いしたいなと思っておりますが。

(手向副首都推進局長)

まず後者の都構想の説明会の話ですけれども、都構想というか特別区設置ですね。新聞報道に上がったのは、冒頭で申しました大阪府大阪市大都市制度協議会というところに現在事務局から案を提示した段階です。中身については協議会で内容をつくっていただく訳ですけれども、まだ案としてまとまってる段階ではございません。協議会でこれから議論していただくという段階ですので、その時点で、今すぐ説明会ということにはならないと思っております。案がまとまった段階でどういうふうに住民周知を進めていくのかということについては、その協議会の中でご議論いただく内容かなというふうに思っております。ただ、協議会がどういうふうな内容で進められてるかということについては、今年度の予算でも協議会だよりというようなものも予算として確保しておりますので、市民の皆様には情報提供という形ではそういうことはさせていただくこととなっております。

それとあと、その新聞に出てましたランニングコスト、あるいはコスト収支改善、そういう内容あったかと思いますが、今回の総合区の場合は、コストについては資料でいいましたら21ページにイニシャルコスト、ランニングコストということで提示させてもらってるので、この通りでございます。総合区の場合は基本的に大阪市という枠組みは変わりませんので、基本的に今の大阪市のままの行財政運営の中でプラスのコスト、イニシャル、ランニングというのがかかるというふうに思っていたらいいかと思っております。特別区の場合は大阪市を廃止して新しい自治体をつくるということなので、協議会に対してはそういう財政シミュレーションというのも提示させてもらってるところなんですけれども、総合区の場合は大阪市がそのまま残るということと、特別区は新しい自治体をつくるとい

うことで、ちょっと意味合いが違いますので、資料のつくり方も変わってることになっております。ちょっと今の説明でよかったかどうかかわからないんですけど。

（市民）

今お答えいただいたんですけども、やはりこの総合区についても実際の予算、都構想ならはっきりしたものを我々には示していただかないと、この19年、ある訳ですよ。今市長めざしておりますが。それに対する答えにやっぱり迷うわけですね。今皆さん市長の命令によっていろいろとやっておられるんですが、それについてやはり皆さんの中でもいろいろ精神的、我々には答えられないいろんな葛藤があるかと思うんですが、そういうものも含めてもっと表示していただきたい。

それと、こういうことに関連して、都構想になりますけれども、先程もありました地活協、これも全区長が動き出したことでいろんな意味でひずみが出ております。これを区長なり市の方としてはどういうふうに解釈されるのか。対応策を考えておられるのか。これは今後区長なり市長からの機会があればそういうものも返答出していただければありがたいなというふうに思っておりますが、とにかく19年をめざしてるからにはそれまでに両方のものをはっきりとしたものを早く出していただきたい。それでわかりやすい説明をしていただきたい。これが第一のお願いです。

以上です。

（司会）

わかりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等ございましたら。そしたら前から3列目の。

（市民）

一応聞かせてもらったんですけど、結果的には市役所は全く、組織としては人数も含めて予算も含めてほぼほぼ同等もしくは増えるのか減るのか、その辺も多分具体的には言えないかもしれませんが、イメージとしてこの資料を見る限りにおいては変わらないという断言でよろしいでしょうか。

あともう一つ。区長さんにちょっと聞きたいんですけど、実際的にはこれをやることを自分としてはやってほしいのか、もしくは、もしかしたら言えないかもしれませんが、ほしくないのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

まず、総合区設置に伴う例えば組織、職員の数とかそういうことで。

（市民）

総合的にいゆる先程の方が言ったようなメリット、デメリットに必ずつながる。いわゆる人件費を削減するんだったら当然メリットにつながる可能性もありますし、それが住民サービスが落ちるということになる。それがデメリットと言われる。要はいゆる数字的なものとしてどうなのかというのはどういうふうな考え方なんですか。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

資料でいいますと、例えば18ページのところで職員の配置というところで説明させていただいたんですが、今回総合区を設置するに当たってできるだけ区に権限をおろすんですけども、そうした時に職員の数が増えないように、人件費が増えて収支を圧迫しないようにというような行政の効率的な運営のことも検討してまして、18ページのところで示してますように、28年度の職員数から総合区が設置された後の人数も変えない、人数は増やさないという形で総合区は設置したいというのが今回の素案になります。一方でお金の方は、先程の説明と重なりますけれども、21ページのところで、総合区をつくった場合には一時かかるイニシャルコストで62億円程かかりますと。ランニングコスト、毎年かかる分で今より9,000万円増えますというところが市全体で見るとお金が増えたという部分になります。

(北岡東淀川区長)

ご意見いただきましてありがとうございます。

非常に答えるににくいというか難しい質問なんですけれども、北岡個人としての意見については申し述べることはできませんけれども、今私区長やり始めてちょうど6カ月、7カ月たちましたけれども、もう少しこんなことしたいな、あんなことしたいな、現に区政会議なんかでもさまざまな意見をいただいております。そういった中でお金がもう少しあればできるのに、権限があればできるのにということを思ったことはございますが、それが果たして総合区になったらできるのか、あるいは特別区になったらできるのかということは、今の段階では分からないというのがお答えなのかと思います。

以上でございます。

(司会)

ほかにご質問のあられる方。

そしたら前から3列目の方。

(市民)

申しわけないけどちょっとおくれてきて答えが重複するかもわからんけど。だからもうその件は答えたということがあれば後でちょっと5分でも10分でも残って教えてもらえますか。

思ってるのは、こういうのが回覧板で来たんや。

(司会)

新聞チラシですね。

(市民)

それには、東淀川、淀川区、例えば西淀川区、第一区って書いてあるわな。これには書いてあるねん。8区まである訳や。それで、こういう呼び方するんかなと。初め見たとき

は維新の会が、2年程前にみんな否決されたのに、またこんな問題出してきよったんかと思って、ばかたれと思っとったんや。ばかたれというのは国会議員も言うところからな。それとは違うねんな。これは公明党さんの提案らしいな。違うんか。それで、これ第一区、第二区、第三区とかいうて数字書いてたら、この名称はなくなるのかなと思って。東淀川区、西淀川区、淀川区がな。大阪市第一区になるのかなと思って。こういう名称は全国にもないぞ。世界でもないぞ。これは違うねんな。第一区、第八区まで名称ついてあるのは何のためや。それと、名称をなくするということは、今まで各区でもいろいろと歴史がある訳や。住吉大社にあるから住吉区とかな。大阪城の東にあるから城東区とか。東淀川区でもそうやんけ。東淀川音頭というのが、こんな数字とか、ほかの名称がなくなってもうたら、東淀川音頭というのがなくなるやないか。そうやろう。そやから第一区、第二区、第三区というのは何のための。仮につけると言うてるけどな。説明にはなれへんやないか。

(司会)

そしたらそこまで一度お答えさせていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

区の名称についてですが、資料の7ページ、8ページのところで説明させていただいたように、第一から第八というのはあくまで現在は仮の名称です。これに決まった訳ではありません。決め方についても、8ページの下のところに書いてるんですけども、区の名称の取り扱いは方位、地勢、地域の歴史等も考慮して、住民の皆さんに親しみやすく分かりやすいものとなるよう簡潔なものにしていきますと。この具体的な決め方は住民の皆さんの意見を聞いて決めていきますというふうに素案でお示ししているところです。

(司会)

今の仮の名前でございます。

(手向副首都推進局長)

今部長から申しましたように、最後は住民の皆様から、アンケートになるのかどういうやり方になるか分かりませんが、名称をつける際にはご意見をいただいて議会に提案して決定したいとは思ってるんですけども、そうなりますと、これも冒頭皆様には説明しましたが、今私ども進めてるのは、一つは総合区制度、もう一つは特別区制度という形で二つの制度をつくって、最終的にご判断いただけるようにというふうに進めてるところで、それぞれがまだどちらの制度を取り組むかということが決定してない状況ですので、今の段階で区民の皆様から名前とかについていただいて、名前をつけるというのは、それはちょっと手順的には違うなということで、仮の名称ということで一区、二区、三区、四区にさせてもらってます。もし総合区を導入するということが決まりましたら、その段階で今申しましたような皆様の意見を聞いた上で最後条例提案という形で決めたいというふうに思ってます。

(司会)

ほかにご質問の方おられますか。

そしたらちょっとマイクをお持ちしますね。

(市民)

各区はそれぞれ、今も最前言うたように歴史がある訳や。その歴史を簡単に変えるということではないな。それやったら安心した。それで、今の24区で権利も義務も市民は一緒や。どこにおっても。どこに住んどっても。そやけど今度改革することによって市民がどれだけ生活が楽になるとか豊かになるとか、それが第一やと思うねん。それを第一に考えてもらわんとあかん訳や。前と一緒にやったら何もならへん。もう一遍言うけど、今の24区にそれぞれ住んどったかて義務と権利は一緒なんやから。今現在な。

以上。

(司会)

ありがとうございます。

ほかにご質問あられる方ありますか。

そしたら真ん中の列の一番後ろの方ですね。ちょっとマイクお持ちします。

(市民)

保育所を増やすって、保育所を増やすとずっと言ってるんですけど、待機児童を減らすと、なくすという政策がとられてると思うんですけど、子どもを預けて働かないといけない世の中というのはどうかと思うんです。ゼロ歳から預けて。三つ子の魂百までということわざがあるように、3歳までは家庭教育をしっかりとしないといけないんです。ゼロ歳から預けて経済発展させる意義ってあるのかなと思います。それについてどう考えていますか。

(司会)

今回、総合区の説明会でございますので、なかなか制度と直接関係ないご質問にちょっと我々お答えするあれがありませんので。仰ってる意味はよく分かりますけれども、行政としてそれにお答えできる立場にございませんので、そこはご理解いただければと思うんですけれども。今回総合区制度についてのご説明、今我々素案をまとめましたので、それに関する区割りがどうなる、コストがどうなる、事務分担がどうなる、それによって皆様が今の大阪市から受けてるサービスがどのように変わるのかというご説明をさせていただいておりますので、今仰ってることは例えば子ども……

(市民)

じゃ、中学2年生が自殺するような世の中のままでもいいということですか。

(司会)

そういうことは話してません。そういうことは話してませんよ。そこはちょっと誤解のないようお願いしたいんですけれども。あくまでも制度のご説明ということで今回。

(市民)

それは関係ないということですか。

(司会)

この説明会では直接、我々それにお答えする立場にないということをご理解いただければと思うんです。今仰ってるところの話が大阪市に関することなのか、ちょっと中身、私も、国の方でお答えするような話なのか、その辺がちょっとよくわからないんですけれども。

すみません、ちょっとお待ちください。ほかに総合区制度の関係でご質問ある方。

そしたら前から4列目の方。

(市民)

ちょっと判断基準として言いたいんですけれども、基本的には特別区と総合区案が判断されると思います。その上で大阪市をつぶして特別区にするのか、大阪市を残して総合区案にするのかということの判断だと思います。具体的に人を減らして、人というか働いてる人たち、職員さんたちの人数を減らしていけるのは総合区案だというふうに思ってます。やはり区役所を一つに、どんな形にしろまとめてしまうと、やはり要らないというかダブってるところが減っていくわけですから、減らすことができるというふうに考えると、ランニングコストの部分がだんだん減ってくるだろうというふうに考えられる。ランニングコストも減り、もともとのイニシャルコストも減っていくというふうに考えられますので、基本的に考えるとこちらの方がお金のかからない方法ではないかなと僕は思うんですけれども、具体的にはどう思われるでしょうか。

以上です。

(手向副首都推進局長)

一つ総合区につきましても、今回素案でお示ししてますように、職員数にしても大体中立ということです。お金につきましても、今まで局、市長で決めてたお金を区長が決めれるようにするというので、むしろシフトの問題です。イニシャル、ランニングは一部かかるとしても、基本的にはお金の面ではニュートラルな形で、今の仕組みを考えて権限を住民の皆様に近いところに持ってくるという趣旨で行ったのが総合区制度です。一方特別区制度につきましては、まだ案自身が協議会で固まってる状況ではないですけれども、新しい自治体をつくるということで、イニシャルコスト等につきましては庁舎を整備したりということで、事務局が提案してるベースでも今の総合区案よりかかっているというのは事実でございますが、ただ、お金の面と、それで実現されるメリットというのをこれからどういうふうにご判断いただけるようにしていくのか、きちっと説明をしてお金とメリット、デメリットの関係をそれぞれ皆様にご判断いただいて、最終的に選択いただけるようにしていきたいというふうに考えております。直接全てがお金で決まるのであれば仰ってる通りかも知れませんが、やはりめざしてる場所というのは、制度を変えるという意味では違う要素もございますので、それをどう評価するかという問題である部分もある

と思っております。

(司会)

ほかにご質問ある方。

そしたら真ん中の列の前から2番目の方。

(市民)

ちょっと質問します。昔は東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸で、人口も大阪が横浜よりもはるかに多くて活性化してて、本当に大阪は東京のライバルと、このように私も誇りに思ってたんですけども、今見たら本当に名古屋にも抜かれそうな、そういった状況になってます。これは本当に本社がほとんど東京の方に移行したり、唯一大学の入試でも近畿大学が全国1位の志願者を集めたとか、そういった兆しも見えてきてるんですけども、こういった総合区案にしたら必ず昔の元気な大阪を取り戻すことができるのかどうかという、そういった確信論も踏まえて教えていただきたいんですけども。

以上です。

(手向副首都推進局長)

冒頭の方で制度改革の必要性というところでまさに今仰っていただいたように、今大阪というのはどんどん経済規模にしてもそうですし、人口減少にも直面していくということで、そういう課題を抱えている都市であると考えております。そういう課題を抱えてる都市で取り組める方向性として、やはり大阪を成長させるような取り組みが必要だというのが今市長と知事が考えてるところでございまして、そのために都市機能というのを強化していかなければならないと思ってるんですが、そのためにできる都市制度の改革というのが特別区制度と今は総合区制度、二つあるので、現状のままではそういった課題には対応できないという考えで取り組まれている改革でございまして、特別区制度あるいは総合区制度に取り組むことによって少しでも大阪を成長させる方向につなげていきたいという考えでこの制度改革をやっております。

(市民)

必ずそういった方向になる自信、確信があるのですか。

(手向副首都推進局長)

そういうふうに考えてやっております。

(司会)

申しわけございませんけれども、時間がそろそろ参りましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思います。挙手の方ございましたらお願いいたします。

そしたら真ん中の列の後ろから5番目ぐらいの方。よろしくお願いいたします。

(市民)

現実に淡路の方でも小学校が一つ閉鎖になって合併したという現実問題考えたら、確かに私たち何十年前に東淀川区が二つ、淀川区と分かれたという事実で、そのときはどんどん人が増えるから当然学校もいっぱいできましたけど、今現実に統合されていてっていう人口減少と少子高齢化ですので、絶対こういう改革は必要だと思います。私はそれは大賛成なんですけれども。それと、この計画は何年ぐらい先に実現されるんでしょうかね。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

この総合区、今これ素案ですけれども、この後また議会でもご議論いただいて、最終的には手続としては条例という形で議会で議決してもらう必要がございます。先程設置の日、22ページのところで設置の日のところで総合区設置決定から約2年後を目途とするというふうに説明させていただきました。手続として議会において条例を議決して市としての団体意思としてそこで決めると。そこから大体2年後というふうに考えています。

(司会)

そしたら最後にどうぞ。

(市民)

今の説明とさっきの説明は違うなと思ったのでちょっと聞かせてもらいます。すみません、最後なのに。今、条例でこの総合区案が決まると言いましたよね。でも副首都推進局長さんの方からでは総合区案と特別区案を、どちらを住民の方にしてもらうか住民投票するというふうに言われたんですけど、全然意味が違うと思うんですけど。

(手向副首都推進局長)

今、市長、知事で考えてるのは二つの制度から選んでいただくということです。ただ、住民投票の制度というのは、法律で義務づけられてるのは特別区だけです。一方この総合区制度というのは市の条例で決めることができます。ですから総合区だけに決めてやるのであれば住民投票せずとも条例設置して、それから2年ぐらい期間をおけば施行できるということなんですけど、大きな方針として特別区と総合区どちらを決めるか、その具体的に選んでいただくやり方というのは、まだ具体的にこうしますということまで決まってるわけではないんですけれども、知事、市長としては来年秋を目途に住民投票というか選んでいただけるようにしていくと。そこで決まって仮に総合区ということになれば手続をとって、2年ぐらいたてば実際の制度移行に到達するというふうに理解いただければいいかと思います。

(市民)

ますます分からない。前のように住民投票して特別区決めるというのは分かるんですけど、今の言い方だと、住民投票じゃなくて市民にどちらをとるかということを選択することになると、住民投票でないやり方でやって、それで住民投票して総合区をつくるということになればそのまま条例でいくけれども、もしそこで特別区にするのであればそこから住民投票という二度手間をかけてもしっかりやるということですか。

(手向副首都推進局長)

そのやり方自身を正式に決定してゐるわけではないです。過去に新聞報道で出た内容としたら、総合区の方針を固めておいて、特別区の住民投票時に方針をそこで選択いただくというやり方もあるというふうには出てたとは思いますが、実際どういうふうを選んでいただくか、二つの制度をどういうふうに決めていただくかということにつきましては、これは議会にもご了解いただかなければならない話ですし、まだ決まるのはこれからというふうに考えていただけたらいいかと思います。先程も申しましたように法律的に住民投票が必要だとされてゐるのは特別区の方だけです。その選択の方法ということにつきましては、きょうは事務局からの説明ですのでまだ決まっていないことについて説明することもできませんので。

(市民)

じゃ、住民が投票できない可能性もあるということですよ。

(手向副首都推進局長)

二者択一で例えばマル・バツをつけるとかそういう仕組みになるかどうかは、そこは分からないと。

(市民)

じゃ、住民は参加できないで議会で決まってしまうこともあり得るということですよ。可能性としては。

(司会)

それは総合区の話ですか。

(市民)

総合区もそうですし、トウワク（聞き取れず）ですからね。

(手向副首都推進局長)

何らかの形で二つの中から選んでいただく方法を提案して、議会と協議させていただいて進めていきたいというのが知事、市長の今考えてるところでございます。その方法というのはこれからの話というふうに。

(司会)

すみません、そういたしましたらお時間来ましたので、説明会終了に当たりましてお知らせを申し上げます。

本説明会は、ほかの会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろし

くお願いいたします。いただいたご質問等につきましては後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明にご利用されるなどご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。お忘れ物のないように座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。